

ぬましん駅北ビル（仮称）入居者 募集要領

沼津信用金庫

当金庫は、沼津信用金庫旧駅北支店であった「ぬましん駅北ビル（仮称）」を地域活性化及び産業振興に向けて沼津市の施策と連携し、市外から新規進出するIT企業を中核に教育機関等との連携によるインターンシップ、テレワーク・デイズなどに活用することで働き方改革などの取り組みを推進する拠点としていく予定です。

つきましては、地方創生や地域との共生、産学官金連携にご理解を頂ける事業者の入居を募集します。

【施設の概要】

1 所在地

沼津市高島町15-5（旧沼津信用金庫駅北支店）

2 面積

1階部分の内100.17㎡及び共用部分（別紙1階部分の図面参照）

3 構造

地上4階 鉄骨コンクリート造

4 入居募集と賃料

入居施設	月額賃料（税別）	敷金	入居可能時期
1階部分の一部 （100.17㎡）	¥100,000	¥200,000	令和元年12月

※月額賃料の他に、共益費（電気料、水道代を含む）として20,000円（税別）をお支払い頂きます。

※賃料等は経済事情、公租公課、近隣の家賃等に変動が生じた場合に併せて、変更になる場合があります。

5 入居期間

原則5年間、以後2年毎の更新とします。

6 駐車場

隣接する駐車場をご紹介します。（使用箇所は要調整）

7 入居者募集について

(1) 募集期間

令和元年11月19日(火) 9:00 ~ 令和元年11月29日(金) 15:00

(2) 応募資格(入居資格)

次の項目全てに該当する企業等であることとします。

- ① 沼津市内に事業所を有しない企業等であり、沼津市ITオフィス等進出事業費補助金交付要綱第2条、第3条及び第4条に該当すること。
- ② 地方創生や地域との共生、産学官金連携の取り組みについて、沼津信用金庫及び沼津市等と連携して地域活性化に協力する企業等であること。

沼津市ITオフィス等進出事業費補助金交付要綱 (抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第9号に規定する普通法人をいう。
- (2) ITオフィス等 専ら企業等が自らの事業に係る事務処理業務を行うための施設のうち、統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号37の通信業、分類符号39の情報サービス業、分類符号40のインターネット附随サービス業、分類符号41の映像・音声・文字情報制作業又は分類符号92のその他の事業サービス業のうち細分類に掲げる分類符号9294のコールセンター業の用に供する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 市外において1年以上の事業実績(子会社又は関連会社の設立の場合は親会社の事業実績をいう。)を有すること。
- (2) 第7条に規定する交付の申請までに納期の到来した法人税等に未納がないこと。

(3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと（第 8 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、継続して翌年度以降の補助金の交付を受ける場合を除く。）。

（補助事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市内に事業所を有しない企業等が、市内において新たに I T オフィス等を賃借により開設（本社の移転、支社又は支店等の開設及び子会社又は関連会社の設立をいう。）するものであること。

(2) I T オフィス等の床面積が 25 平方メートル以上であること。

(3) I T オフィス等の従業員の数が 3 人以上であること。

(4) I T オフィス等の賃貸借契約日から 180 日以内に事業を開始していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(3) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業

(3) 必要書類

① 入居申込書（様式 1）

② 事業概要及び事業計画書（様式 2-1、2-2）

③ 商業登記簿謄本（3 か月以内のもの）および定款

④ 決算書類（直近 3 期分）

⑤ 会社案内、事業パンフレット、カタログなど

⑥ 納税証明書（国税（その 3 の 3）、市税（本社所在地の納税証明））

(4) 申込方法

下記の「10 スケジュール」に記載のある募集期間内に持参または郵送により下記の「11 お問い合わせおよびお申込み先」までお申込みください。

郵送の場合は簡易書留でお願い致します。（当日消印有効）

普通郵便での不着の場合当金庫では一切責任を負いません。

8 入居の決定

募集期間終了後に沼津信用金庫で書類審査を行い入居の可否を決定します。
また、審査にあたりヒアリングや面接を行う場合があります。

9 その他

- (1) 入居後は、事業の進捗状況を確認するため面談の実施や決算書など必要書類を提出いただく場合があります。
- (2) 別途沼津信用金庫が定める施設利用に係る規則等を順守いただきます。
- (3) 入居にあたり、施設の改修費等について自己で負担することを条件とします。(詳細は要相談)
- (4) 入居決定後、別途賃貸契約書を交わしていただきます。
- (5) 入居前または入居後に規則違反があった場合は利用資格を取り消す場合があります。
- (6) ぬましん駅北ビル(仮称)の今後の計画として、2階にシェアオフィス(10ブース程度)及びコワーキングスペース、3階にセミナールーム及び交流スペースなどを設ける予定です。

10 スケジュール

項目	実施時期
募集要領の公表	令和元年11月18日(月)
現地確認・調査	令和元年11月20日(水)～令和元年11月21日(木) ※ 要事前連絡・予約
募集期間	令和元年11月19日(火)～令和元年11月29日(金)
書類審査日 プレゼンテーション・ヒアリング	令和元年12月3日(火) プレゼンテーション・ヒアリング の日時は追って通知します。
入居者の決定	令和元年12月4日(水)以降

11 お問い合わせ及びお申込み先

〒410-8610 沼津市大手町五丁目6番16号
沼津信用金庫 経営企画部 担当：石田
TEL055-962-6780
お問い合わせ時間：9:00～17:00